

## 附帯意見

(知事提出議案第7号、第8号及び総務教育常任委員会陳情24年第15号関係)

### 議案第7号「鳥取県税条例の一部改正について」

平成23年4月1日以降、廃棄物処理法第12条第13項に基づき、自社処分を行う事業者には帳簿の作成・保存義務を課すとの改正がなされた。従って、産業廃棄物処分場税の適用期間延長に当たって、県は自社処分場を保有する廃棄物処理業者に対して、法に則り、適正な廃棄物処理を行うよう指導すること。併せて、産業廃棄物に係る税制の導入について、隣県の兵庫県の理解を得るよう、努めるとともに県民や事業者に対して、税の目的や制度の周知を図ること。

### 議案第8号「鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について」

条例の趣旨を如何にして徹底するかが課題である。図書販売業者のみならず、あらゆる手段を講じて広く県民に理解を求めるとともに、有害図書の指定や薬物の販売そのものの規制に取り組むべきである。

### 総務教育常任委員会陳情24年第15号「倉吉東高等学校補習科（仮称）設置について」

専攻科廃止に至るまでの経緯や専攻科廃止を決定した平成22年10月8日の議会決議の趣旨を踏まえて、対応すること。